

另付紙2 厚生労働大臣の定める選定療養の改正案

改 正 案	現 行
厚生労働大臣の定める選定療養	健康保険法第六十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養
一 特別の療養環境の提供	一 特別の療養環境の提供
二 前歯部の铸造歯冠修復又は歯冠継続歯に使用する金合金又は白金加金の支給	二 前歯部の铸造歯冠修復又は歯冠継続歯に使用する金合金又は白金加金の支給
三 病床数が二百以上の病院について受けた初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）	三 病床数が二百以上の病院について受けた初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）
四 予約に基づく診察	四 予約に基づく診察
五 保険医療機関（老人保健法第二十五条第三項第二号に規定する病院及び診療所を含む。）が表示する診療時間以外の時間における診察	五 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察
六 金属床による総義歯の提供	六 金属床による総義歯の提供
七 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）に係る診療	七 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）に係る診療
八 龋歯に罹患している患者（齲歯多発傾向を有しないものに限る。）であって継続的な指導管理を要するものに対する指導管理	八 龋歯に罹患している患者（齲歯多発傾向を有しないものに限る。）であって継続的な指導管理を要するものに対する指導管理
九 病床数が二百以上の病院について受けた再診（当該病院が他	九 病床数が二百以上の病院について受けた再診（当該病院が他

の病院（病床数が二百未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）

十 薬事法第二条第十五項に規定する治験（機械器具等に係るものに限る。）に係る診療

十一 薬事法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認を受けた者が製造し、又は輸入した当該承認に係る医薬品（人体に直接使用されるものに限り、別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）の投与（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において当該承認を受けた日から起算して九十日以内に行われるものに限る。）

十二 別に厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が百八十日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護（別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の入院及びその療養に伴う世話その他の看護を除く。）

十三 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成 年厚生労働省告示 第 号）に収載されている医薬品（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）の投与であって、薬事法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に係るもの（別に厚生労働大臣が定める条件及び期間の範囲内で行われるものに限る。）

十四 薬事法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認を受けた者が製造し、又は輸入した当該承認に係る医療機器（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）の使用又は支

の病院（病床数が二百未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）

十 薬事法第二条第十五項に規定する治験（機械器具等に係るものに限る。）に係る診療

十一 薬事法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認を受けた者が製造し、又は輸入した当該承認に係る医薬品（人体に直接使用されるものに限り、別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）の投与（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において当該承認を受けた日から起算して九十日以内に行われるものに限る。）

十二 別に厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が百八十日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護（別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の入院及びその療養に伴う世話その他の看護を除く。）

十三 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成十四年厚生労働省告示第八十七号）に収載されている医薬品（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）の投与であって、薬事法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に係るもの（別に厚生労働大臣が定める条件及び期間の範囲内で行われるものに限る。）

十四 薬事法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の規定による承認を受けた者が製造し、又は輸入した当該承認に係る医療機器（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）の使用又は支

給（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において保険適用を希望した日から起算して二百四十日以内に行われるものに限る。）

十五 別に厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院又は診療所において行われるものに限る。）

十六 診療報酬の算定方法（平成 年厚生労働省告示第号）に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるもの

給（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において保険適用を希望した日から起算して二年以内に行われるものに限る。）

十五 別に厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院又は診療所において行われるものに限る。）

十六 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年厚生省告示第五十四号）に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるもの